平成30年10月23日改訂 平成28年11月14日改訂 平成27年11月25日改訂 平成27年11月16日

京都大学防災研究所研究企画推進室

国際共同研究においては、国外の研究代表者あるいは国外の主要な研究分担者(以下、国外研究者」と呼びます)も国外において研究経費を執行できますが、以下の点にご注意ください。

- 1. 国外研究者が購入できるのは、日本円に換算して 10 万円未満の消耗品類です。備品を 購入することはできません。パソコン、デジカメ、タブレット型コンピュータなどは10 万円未満でも備品扱いとなります。
- 2. 購入及び経費支払いは次の2通りの手続きのいずれかによります。
 - 1) 所内担当者を介した立替払い
 - ① 国外研究者が物品を現金で購入し、その領収書(現地通貨額)のPDFまたは写真をメール添付で所内担当者に送付する。また、物品の写真をメール添付で所内担当者に送付する。
 - ② 所内担当者は、国外研究者に購入額(現地通貨額)を銀行振込(又は郵便局振込)する。振込は個人的に行ってください。
 - ③ 国外研究者は、所内担当者に領収書(現地通貨額)の本紙を送付する。
 - ④ 所内担当者は、外国送金依頼書(本人控)と領収書(本紙)を添付し、当該依頼書に記載の円換算額(振込手数料を含む)をもって経理課に立替払請求する。

2) 外国送金

- ① 国外研究者が現地業者を通して物品を購入し、その業者から所内担当者宛に 請求書類(インボイス)を送付する。また、物品の写真をメール添付で所内 担当者に送付する。
- ② 購入先業者が本学財務会計システム内で未登録の場合、所内担当者は経理課に「取引先登録依頼書(外国送金用)」を請求書類と併せて提出する。
- ③ 請求書類にもとづいて経理課で外国送金手続きを行う。
- ④ 外国送金においては、支払日は月 2 回 (14、28 日) のみで、また支払日の 14 営業日前までに書類を整えることが必要です。
- 3. 上記のいずれにおいても、国外研究者と所内担当者は密に連絡を取り、速やかな書類準備による経理手続きが必要です。経理手続き上は 1)の立替払いの方がスムーズと思われます。できるだけ複数物品をまとめて購入するなど、経理手続きを減らすようにしてください。
- 4. 検収については、上記 2. の 1) および 2) の①において送付された物品の写真に所内担 当者がサインすることにより行います。
- 5. 国外研究者が防災研究所を訪問する場合は、来所時に旅費が支給されます。また、国外研究者が他国へ出張する場合は、交通費実費(領収書提出が必要)にて国外研究者に外国送金されます。
- 6. 以上、国外研究者が国外で使用する経費については、執行時はもとより、申請段階で所内 担当者と十分な相談を行ってください。